大田原市土砂等の埋立て等による
土壌の汚染の防止に関する条例

届出の手引き

届出書類を作成する前に必ず事前協議をしてください

市 民 生 活 部 生 活 環 境 課

大田原市

令和７年４月

目　　次

○　特定事業の届出をされる皆様へ　・・・・・・・・1

Ⅰ　本条例における届出制度の概要　・・・・・2～3

Ⅱ　特定事業を実施する方々への留意事項　・・・・・4～5

Ⅲ　届出の必要書類チェック表　・・・・・・・・6

Ⅳ　特定事業届等作成要領　・・・　7～11

1　特定事業届（様式第２号）記載要領　・・・・・7～8

2　土砂等搬入届（様式第７号）記載要領　・・・・・8～9

３－１　土砂等発生元証明書（様式第８号）記載要領　・・・・・・・・9

３－２　検査試料採取調書（様式第９号）記載要領　・・・・・・・・9

4　土砂等管理台帳（様式第１０号）記載要領　・・・・9～10

5　特定事業状況報告書（様式第１１号）記載要領　・・・・・・10

6　特定事業水質検査等報告書（様式第１２号）記載要領　・・・・・・10

7　その他　・・・・・・10

参考（車両表示：例）　・・・・・・11

Ⅴ　条例・規則等　・・・12～25

1　条例・規則　・・・12～25

2　土砂等の安全基準（規則別表）　・・・26～27

3　届出書等の様式　・・・28～44

特定事業の届出をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、平成１１年１２月２４日に制定し、平成１２年４月１日から施行されました。

その後、情勢に合わせて改正を行ってきましたが、令和７年４月１日に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）が栃木県で本格的に運用が開始されることに伴い、災害発生防止に係る規制内容は盛土規制法に包含されることから、条例と重複する規制については同法により対応することになりました。許可申請から届出への変更、災害の発生の防止に係る規制の削除、土壌汚染の防止に係る規制の見直しなどを行った改正条例を令和７年３月３１日に公布、令和７年４月１日に施行いたしました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染防止に十分留意され、適正な土砂等での埋立て、盛土、堆積を行われるようお願いします。

Ⅰ　本条例における届出の概要

◇　本条例では、特定事業を行おうとする場合届出の必要がありますが、届出から事業完了までの大きな流れを以下に示しました。

1　届出の流れ

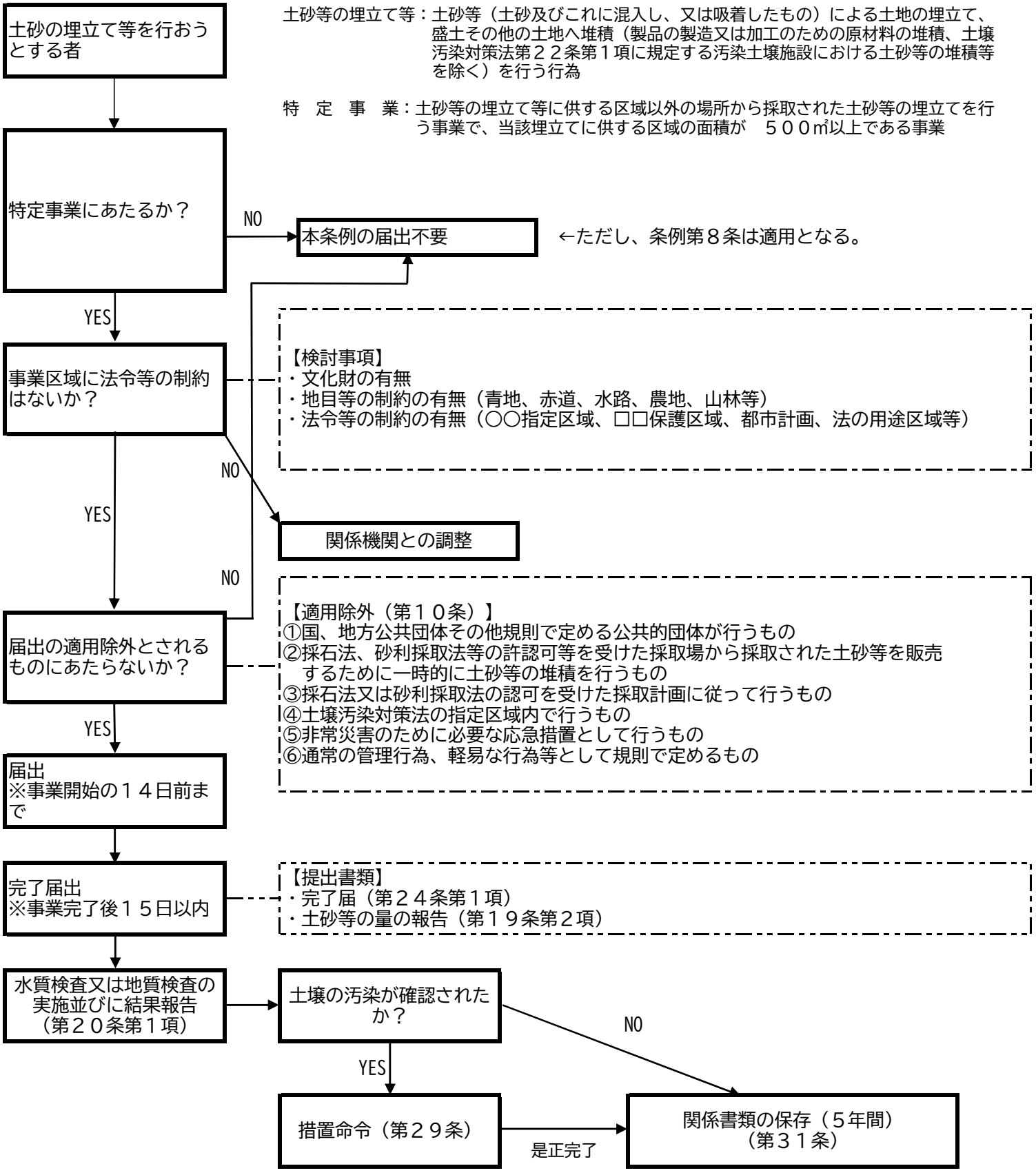

2　特定事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】

①土砂等の搬入の届出（第１８条）	→	採取場所ごと、かつ５，０００㎡ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付するほか、発生元から特定事業区域までの搬入経路図も添付
②土砂等管理台帳の作成（第１９条第１項）	→	土砂等の運搬手段及び一日当たりの搬入量等を記載
③土砂等の量の報告（第１９条第２項）	→	６か月ごとに当該６か月を経過した日から２週間以内（完了時等はその届出時）
④水質検査等の実施及び結果報告（第２０条）	→	６か月ごとに当該６か月を経過した日から２週間以内
⑤関係書類の縦覧（第２１条）		
⑥標識の掲示等（第２２条）		
⑦土砂等の搬入車両への表示（第２３条）		

【必要に応じて行うもの】

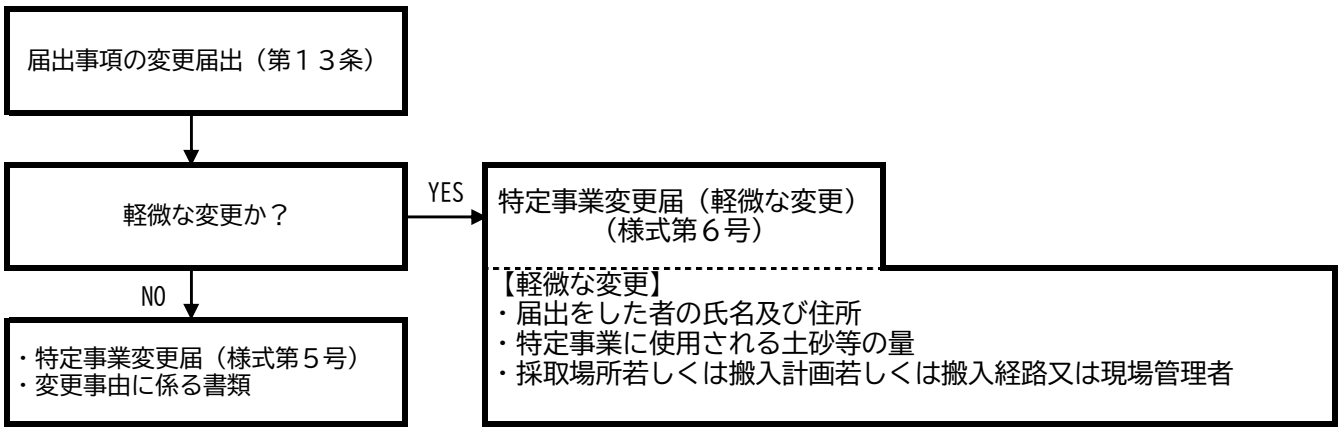

Ⅱ　特定事業を実施する方々への留意事項

1　事業の実施にあたって

① 事業区域が５００㎡超の場合には、盛土規制法に基づく許可申請又は届出が必要になるため、県土整備部都市政策課に必要な手続きの確認をする。

② 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市文化振興課に確認する。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）

③ 特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道等がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、事業を実施するために必要な措置等を市道路課に確認する。

④ 特定事業に使用する土砂等の搬入経路について、市内道路の損傷防止や損傷復旧対応等に係る事前協議を道路管理者（市道路課）と行う。

⑤ 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）等の手続きが必要であるため、市農業委員会事務局に確認する。

⑥ 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、市農林整備課及び県北環境森林事務所に必要な手続きを確認する。

⑦ 事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認する。（事務所は特定事業を管理しうる範囲に設置する。）

⑧ その他、開発行為などの関係許認可等を十分に確認する。

⑨ １，０００㎡以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要であること。

⑩ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受ける。

⑪ 特定事業の内容等について、特定事業を実施する自治会等の周辺住民や特定事業場に隣接する土地所有者、その他利害関係を有する者に対して周知に努める。

2　事業について

① 事業区域、対象事業

ⅰ 特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所用地等は含まない。

また、開発行為や宅地造成等の事業を行う場合、盛土する部分についてその事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。

ⅱ 本条例では、事業区域面積が５００㎡以上の事業が、届出の対象となる。

② 使用材料等

ⅰ 特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。

ⅱ 路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外である。

ⅲ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類さ

れない。

３　その他

①　特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時が事業の完了となる。

②　土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査資料採取調書、地質分析結果証明書は、土砂等の採取場所ごとに必要である。

③　農地法第４条及び第５条の許可を要するものについては、農地転用許可申請書の写しを添付して申請することができる。この場合における特定事業の許可は、農地転用許可後に許可することとなる。

④　排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

Ⅲ　届出の必要書類チェック表

特　　定　　事　　業	✔
1　目次	
2　特定事業届	
3　同上（別紙搬入計画等）	
4　届出者の住民票等(法人は登記事項証明書) （3 ヶ月以内に発行したものに限る）	
5　特定事業場位置図(1/50,000 程度)及び付近の見取図（1/500 程度）	
6　実測平面図(1/250～1/500) 水質検査を実施できる措置を記載	
7　実測縦・横断面図(1/250～1/500)	
8　排水計画図(1/250～1/500)	
9　特定事業場土地登記事項証明書 （3 ヶ月以内に発行したものに限る）	
10　特定事業場公図（写し）	
11　使用土砂等予定量計算書	
12　特定事業の周辺の生活環境保全措置を記載した書面	
13　関係許認可等の通知書の写し ※関係許認可の決定がなされていないものは、許認可等の申請書の写し （ただし、提出先の受付印のあるものに限る）	
14　周知内容等報告書及び周知に使用した資料 ※第 12 条に規定する周知を実施した場合	
15　その他（　　）	

申請書類は、フラットファイルやファイルケース等で製本し、提出してください。

Ⅳ　特定事業届等作成要領

１　特定事業届（様式第２号）記載要領

◇　提出部数は、１部とする。

◇　申請書類は**フラットファイル、ファイルケース等で製本**すること。

【届出関係】

（１）特定事業場の位置

　特定事業場の所在地を記入するとともに事業場に係る地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）

（２）特定事業場及び特定事業区域の面積

　実測の求積図等を添付すること。

（３）特定事業に供する施設の設置計画

　１／５００程度でＡ２又はＡ３の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。（**土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等**（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）**の施設の位置を明示**すること。）

（４）現場管理責任者の氏名

　施行規則第２６条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

（５）特定事業に使用される土砂等の量

　土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計におおむね合致すること。

（６）特定事業の期間

　特定事業を行う期間を記載すること。

（７）特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

　別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。

（８）特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

　１／５００程度の平面図に特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水桝（必要に応じた数を設置すること。）等を記載し、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法等を記載した図面とする。

（９）**１／５００程度で**特定事業区域から当該区域外までの排水の措置及び経路等を記載した図面

【添付書類関係】

（１０）届出者の住民票の写し等（法人の場合にあっては、登記事項証明書）

　３ヶ月以内に発行したものに限る。

（１１）特定事業場の位置図

１／５０，０００程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

（１２）特定事業場の付近の見取図

１／５００程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

（１３）特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。（原則として**１／２５０～１／５００の図面**とする。）

（１４）特定事業場の土地の登記事項証明書

３ヶ月以内に発行したものに限る。

（１５）特定事業場の公図の写し

特定事業区域等を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目、地積、所有者等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者氏名を記載すること。

（１６）特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除措置等の各項目について具体的な対策等を記載するほか、**許可申請前に道路管理者と事前協議を実施**し、搬入経路の損壊復旧対応等について具体的に記載すること。

（１７）特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（**提出先の受付印のあるものに限る。**）とする。

（１８）条例第１２条に規定する周辺住民、特定事業場に隣接する所有者その他利害関係を有する者に対し当該特定事業の概要等を説明した場合、内容及び結果等を記載した周知内容等報告書及びその周知の際に使用した資料を提出すること。

（１９）その他

ア　１つの図面に２つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ　検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、**原本を持参**すること。

２　土砂等搬入届（様式第７号）記載要領

◇　提出部数は、１部とする。

（１）土砂等の採取場所１か所につき１通作成すること。

（２）同一採取場所の場合は、５，０００㎥までごとに１通作成すること。

（３）土砂等の搬入予定量

１つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は５，０００㎥以下であること。

（４）土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

（５）添付書類について

検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、**原本を持参**すること。

土砂等の採取場所から特定事業場までの**搬入経路図を提出**すること。

３-1 土砂等発生元証明書（様式第８号）記載要領

※　土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇　提出部数は、１部とする。

（１）土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行なう事業者となる（一時堆積特定事業場を経由する場合には、一時堆積特定事業者又は埋立て等事業者となる。）

（２）当該工事等にかかる土砂等発生量

当該工事等施行場所から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

（３）今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（１度に最高５，０００㎥までが記載されていること。）

（４）発生土砂等運搬契約書

土砂等の発生場所から該当特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

３-2 検査試料採取調書（様式第９号）記載要領

※　実際に検査試料の採取を行なった者が記載するものであること。

◇　提出部数は、１部とする。

（１）検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

（２）当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行なわなければならない。（施行規則第１５条第４項）

（３）当該調書に係る計量証明は、計量法第１０７条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

４　土砂等管理台帳（様式第１０号）記載要領

※　特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

（１）特定事業に使用される土砂等の量

届出時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。

（変更のあった場合は、変更後の量）

（２）土砂等の採取場所にかかる工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等にかかるものでない場合は、「〇〇会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

5　特定事業状況報告書（様式第１１号）記載要領

◇　提出部数は、１部とする。

（１）特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

（２）今回報告書

報告に係る期間（６月間）に搬入された量を記載すること。

（３）累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

6　特定事業水質検査等報告書（様式第１２号）記載要領

※　当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（様式第９号）及び計量証明書を添付し、施行規則第１９条の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇　提出部数は、１部とする。

（１）　当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行なう水質検査は、別表に掲げる項目の区分に応じ、次に定める方法により行なわなければならないこと。（施行規則第１７条第１項各号）

【別表に掲げる項目】

土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境告示第６４号。以下「昭和４９年告示」という。）に定める測定方法

（２）　当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行なう地質検査は、施行規則第１８条第１項第２号及び第３号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表に掲げる測定方法により行なわなければならないこと。（施行規則第１８条第１項第４号）

（３）　当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第１０７条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

（４）　当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、**原本を持参**すること。

7　その他

（１）定事業完了届（様式第１４号）

◇　提出部数は、１部とする。

参考（車両表示：例）

土砂等搬入車両

【１００ポイント以上】

○搬入先（特定事業区域）

大田原市本町 1-4-1 ほか

【６０ポイント以上】

○届出事業者

(株)大田原土砂

○土砂等搬入事業者

(有)残土運送

【６０ポイント以上】

Ⅴ　条例・規則等

【大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例・施行規則対照表】

条　　例	施 行 規 則	備　考
（目的） 第1条　この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。	（趣旨） 第1条　この規則は、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１８年条例第４８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	
（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　土砂等の埋立て等　土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第２２条第１項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他の規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。 ⑵　特定事業　土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が５００平方メートル以上であるものをいう。	（条例第２条第１号の規則で定める堆積） 第1条の2　条例第２条第１号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。 ⑴　土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１６条第１項に規定する汚染土壌を同法第１７条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積 ⑵　汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積 ２　前項第２号の規定による指定は、告示してしなければならない。	・土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は含まない。 ・公有水面の埋立ては対象外 ・原材料の堆積例 「瓦、煉瓦」 「鹿沼土（園芸用として製品化されるものに限る。）」などの原材料となる土 ・宅地造成事業、ゴルフ場の造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象とならない。
（事業者の責務） 第3条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策に協力する責務を有する。 ２　建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。 ３　土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。		

（土地の所有者の責務） 第4条　土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して、当該土地を提供することのないように努めなければならない。 （市の責務） 第5条　市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 （県及び他の市町との連携等） 第6条　市は、県及び他の市町と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。		
（土砂等の安全基準） 第7条　土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。 2　安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。	（安全基準） 第2条　条例第7条第1項の安全基準は、別表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。 2　前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表の左欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。	・土壌の汚染に係る環境基準について「平成３年環告４６号」に準ずる。」
（安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等） 第8条　何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。 2　市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。		・すべての土砂等の埋立て等が適用対象となる。 ・措置命令違反は罰則あり（第３７条）
第9条　削除		
（特定事業の届出） 第１０条　特定事業を行おうとする者は、特定事業に供す		

る区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、当該特定事業を開始する日の１４日前までに、規則で定めるところにより、当該特定事業の計画を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。 ⑴ 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う特定事業	（公共的団体の範囲） 第3条　条例第１０条第１号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 ⑴ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 ⑵ 地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に基づき設立された地方住宅供給公社 ⑶ 地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に基づき設立された地方道路公社 ⑷ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１０条第１項の規定により設立された土地開発公社 ⑸ 土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１０条第１項の規定により認可された土地改良区及び同法第７７条第２項の規定により認可された土地改良区連合 ⑹ 土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１４条第１項の規定により認可された土地区画整理組合 ⑺ 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者 ２　前項第７号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。	
⑵ 採石法（昭和２５年法律第２９１号）、砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業		・砂利採取跡地、採石跡地への埋立ては届出対象
⑶ 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業		
⑷ 土壌汚染対策法第６条第１項又は第１１条第１項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業		・土壌汚染対策法の指定区域内での埋立て等は適用除外
⑸ 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業	（条例第１０条第６号の規則で定める特定事業）	
⑹ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの	第４条　条例第１０条第６号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。 ⑴ 植樹の用に供する目的で行う特定事業	・植樹のために樹木

	⑵ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う特定事業 ⑶ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う特定事業	と一体となった土砂等を搬入する場合
第１１条 削除	第5条 削除	
（周辺住民等への周知） 第１２条 第１０条の届出をした者は、当該特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の周辺住民、特定事業場に隣接する土地所有者その他利害関係を有する者に対し、当該届出に係る特定事業の計画を周知するよう努めなければならない。	（周辺住民に対する周知の方法） 第6条 条例第１２条に規定する周知の方法は、次に掲げる方法のうちいずれか又はそれらを組み合わせた方法とする。ただし、市又は当該特定事業場の周辺住民その他利害関係を有する者から周知方法について指定があったときは、指定された方法で周知しなければならない。 ⑴ 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会 ⑵ 個別訪問による説明 ⑶ 当該特定事業の計画内容等を記載した文書の回覧 ⑷ 前3号掲げるもののほか、当該特定事業を周知するための適切な方法	
	（届出） 第7条 条例第１０条の規定による届出は、特定事業届（様式第2号）とする。 ２ 前項の届出に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。 ⑴ 届出者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（法人にあっては、登記事項証明書） ⑵ 特定事業場の位置図及び付近の見取図 ⑶ 特定事業場の平面図、断面図及び排水計画図（特定事業の施工の前後の構造及び施工後の排水計画が確認できるものに限る。） ⑷ 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し ⑸ 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 ⑹ 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第3号） ⑺ 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 ⑻ 条例第１２条に規定する特定事業場の周辺住民、特定事業場に隣接する土地所有者その他利害関係を有する者に対して周知した内容及び結果を記載した周知内容等報告書（様式第4号） ⑼ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	・他法令等の許認可等の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等を添付
	第8条から第１３条まで 削除	
（変更の届出） 第１３条 第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特	（変更の届出） 第１４条 条例第１３条第１項の規則で定める軽微な変更は、	

定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 2　第１０条の届出をした者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）、採取場所、搬入計画若しくは搬入経路又は現場管理責任者の変更とする。 2　条例第１３条第１項の届出は、特定事業変更届（様式第5号）とする。 3　前項に添付する書類は、第7条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。 4　条例第１３条第2項の規定による届出は、特定事業変更届（軽微な変更）（様式第6号）を提出して行わなければならない。	
第１４条から第１７条まで　削除		
（土砂等の搬入の届出） 第１８条　第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。 ⑴　当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。 ⑵　当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 ⑶　前2号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合	（土砂等の搬入の届出） 第１５条　条例第１８条の規定による届出は、土砂等の量が５，０００立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第7号）を提出して行わなければならない。 2　条例第１８条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第8号）とする。 3　条例第１８条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（様式第9号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第５１号）第１１０条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。 4　前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、別表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行われなければならない。 5　条例第１８条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。	・搬入届は、採取場所ごとかつ、５，０００立方メートルごとに提出 ・計量法に基づく証明書
（土砂等管理台帳の作成等） 第１９条　第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。 2　第１０条の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。	（土砂等管理台帳等） 第１６条　条例第１９条第１項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第１０号）によるものとする。 2　前項の土砂等管理台帳に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　特定事業の届出をした者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	

	⑵ 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積 ⑶ 現場管理責任者の氏名 ⑷ 特定事業に使用される土砂等の量 ⑸ 特定事業の期間 ⑹ 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ⑺ 特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名 3　条例第１９条第２項の規定による報告は、特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内（特定事業を完了したときは、条例第２４条第１項の規定による届出のとき）に、特定事業状況報告書（様式第１１号）を提出して行わなければならない。	
（定期検査の報告等） 第２０条　第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。 2　第１０条の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。	（水質検査） 第１７条　条例第２０条第１項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から６月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。 ⑴ 別表に掲げる項目　土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号。以下「平成３年告示」という。）付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号。以下「昭和４９年告示」という。）に定める測定方法により行うこと。 ⑵ 水素イオン濃度及び浮遊物質量　昭和４９年告示に　定める測定方法により行うこと。 2　条例第２４条第２項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。 （地質検査） 第１８条　条例第２０条第１項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から６月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。 ⑴ 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。 <table><tr><td>３，０００平方メートル未満</td><td>1</td></tr><tr><td>３，０００平方メートル以上１ヘクタール未満</td><td>2</td></tr><tr><td>１ヘクタール以上２ヘクタール未満</td><td>3</td></tr></table>	・検査を行なわなかった者に対しては、罰則あり（第３８条） ・水質検査は特定事業区域内の土壌の汚染を全体的に反映できる方法により行なうこと。 ・気象条件その他やむを得ず水質検査ができないときとは、排水がない場合や凹地の埋立ての場合に排水枡を設置できない場合等 ・検査を行なわなかった者に対しては、罰則あり（第３８条） ・無報告者、虚偽の報告者は罰則あり（第38条）

２ヘクタール以上３ヘクタール未満	４
３ヘクタール以上４ヘクタール未満	５
４ヘクタール以上５ヘクタール未満	６
５ヘクタール以上６ヘクタール未満	７
６ヘクタール以上７ヘクタール未満	８
７ヘクタール以上８ヘクタール未満	９
８ヘクタール以上９ヘクタール未満	１０
９ヘクタール以上１０ヘクタール未満	１１
１０ヘクタール以上	１２

⑵　地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

⑶　前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。

⑷　地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表の左欄に掲げる項目ごとに、同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

２　条例第２４条第２項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

（水質検査等の報告）

第１９条　条例第２０条第１項及び第２４条第２項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書（様式第１２号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
第１７条第１項の水質検査	特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第１７条第１項の規定により採取した

・無報告者、虚偽の報告者は罰則あり（第３８条）

		試料の検査試料採取調書及び計量証明書
第１７条第２項の水質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第１７条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
第１８条第１項の地質検査	特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第１８条第１項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書
第１８条第２項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第１８条第２項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書

（関係書類の縦覧）

第２１条　第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第１９条第１項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

（標識の掲示等）

第２２条　第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

２　第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（標識）

第２０条　条例第２２条第１項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第１３号）により行わなければならない。

２　条例第２２条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴　届出年月日

⑵　特定事業の目的

・境界杭等により表示

	⑶ 特定事業場の所在地 ⑷ 特定事業を行う者の住所、氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号 ⑸ 特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号 ⑹ 現場管理責任者の氏名 ⑺ 特定事業の期間 ⑻ 特定事業区域の面積 ⑼ 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量 ⑽ 特定事業場の見取図	
（土砂等の搬入車両への表示） 第２３条　第１０条の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。	（車両への表示） 第２１条　条例第２３条の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第１号に掲げる事項については日本産業規格Ｚ８３０５に規定する１００ポイント以上の大きさの文字、同項第２号から第４号までに掲げる事項については日本産業規格Ｚ８３０５に規定する６０ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。 ２　条例第２３条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 ⑴ 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨 ⑵ 特定事業区域の所在地 ⑶ 特定事業の届出をした者の氏名（法人にあっては、名称） ⑷ 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては、名称）	
（特定事業の完了） 第２４条　第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 ２　前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域外の地域へ排出される水の水質検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。	（特定事業の完了の届出） 第２２条　条例第２４条第１項の規定による届出は、特定事業を完了した日から１５日以内に、特定事業完了届（様式第１４号）を提出して行わなければならない。	・届出を怠った者には罰則あり（第３９条） ・工事の最終段階で、表面を舗装、元々あった表土で被覆等の措置を講ずる場合は、その前に完了届けを出して確認を受けること。
第２５条から第２８条まで　削除	第２３条から第２５条まで　削除	
（措置命令） 第２９条　市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入		・命令違反者には、公表・罰則あり（第３０条、第３７条）

され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 ⑴ 当該土砂等を特定事業区域に搬入した者（第8条第2項に規定する者を除く。） ⑵ 第8条第2項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは教唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者		
（公表） 第３０条　市長は、第8条第2項又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。		・措置命令不服従者の公表
（関係書類の保存） 第３１条　第１０条の届出をした者は、当該届出に係る特定事業について第２４条第1項の規定による完了の届出をした日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。		・違反者には罰則あり（第３９条）
（現場管理責任者の義務等） 第３２条　第１０条の届出に係る特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）は、当該特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。 ２　第１０条の届出に係る特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。	（現場管理責任者の職務） 第２６条　条例第３２条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。 ⑴ 特定事業場において、特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第１８条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。 ⑵ 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。 ⑶ 特定事業に伴う土壌の汚染が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。	・現場管理責任者は常時現場の管理をできる者であること。
第３３条　削除		
（立入検査等） 第３４条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは教唆し、若しくは土砂等の埋立て等をすることを助けた者を含む。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の	第２７条　削除	・報告をせず、又は虚偽の報告をした者又は立入検査を拒む者には罰則あり（第３８条）

埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第35条　削除 （規則への委任） 第36条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 （罰則） 第37条　第8条第2項又は第29条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第38条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 ⑴　第10条又は第13条第1項の規定に違反して、届出をしないで特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者 ⑵　第18条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者 ⑶　第19条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 ⑷　第19条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ⑸　第20条第1項又は第24条第2項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 ⑹　第34条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 ⑺　第34条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第39条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 ⑴　第13条第2項又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ⑵　第31条の規定に違反した者	（身分を示す証明書） 第28条　条例第34条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第15号）とする。 （書類の提出部数） 第29条　条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、1部とする。	・安全基準不適合土砂による埋立てに対する命令違反 ・措置命令の違反 ・特定事業の届け出を怠った者等 ・変更の届出を怠った者等 ・土砂等搬入届を怠った者等 ・土砂等管理台帳の作成を怠った者等 ・定期検査等を行なわなかった者 ・必要な報告又は資料の提出を怠った者 ・立入検査を妨害等した者 ・変更の届出（軽微な変更）、完了の届出を怠った者 ・書類の保存を怠っ

（両罰規定） 第４０条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成１９年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　改正後の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「新条例」という。）の規定中特定事業（新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この条例の施行の日以後に新条例第１２条の規定により申請がなされた特定事業について適用し、施行の日前に改正前の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により申請がなされた小規模特定事業（旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。）については、なお従前の例による。 3　この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附　則　（平成２２年3月３１日条例第5号） この条例は、平成２２年4月1日から施行する。 附　則　（平成２４年3月２８日条例第１２号） この条例は、平成２４年4月1日から施行する。 附　則(−令和4年3月２５日条例第１５号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（令和5年１２月２８日条例第４１号） （施行期日） 1　この条例は、令和6年4月1日から施行する。 （準備行為） 2　この条例による改正後の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第2条第2号に規定する特定事業について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第１０条の規定による許可を受けようとする者は、施行日前においても、第１１条及び第１２条の規定による党が相許可に関し必要な行為を行うことができる。 附　則（令和7年3月３１日条例第１１号）	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成１９年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　改正後の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中特定事業（新条例第2条2号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この規則の施行の日以後に新条例第１２条の規定により申請がなされた特定事業について適用し、施行の日前に改正前の大田原市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により申請がなされた小規模特定事業（旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。）については、なお、従前の例による。 附　則（平成２１年2月２７日規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成２２年5月２５日規則第１７号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成２３年4月２８日規則第１８号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成２３年8月２６日規則第３０号） この規則は、平成２３年１０月1日から施行する。 附　則（平成２７年6月３０日規則第３１号） この規則は、平成２７年7月1日から施行する。 附　則（平成２８年3月３１日規則第２２号） この規則は、平成２８年4月1日から施行する。 附　則（平成２９年5月３１日規則第１５号） この規則は、平成２９年6月1日から施行する。	た者

（施行期日） １　この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。 （第1条の規定による改正に伴う経過措置） ２　第1条の規定の施行の際現に改正前の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第１０条の規定によりされている許可については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第１１条、第１２条及び第１５条から第３４条までの規定の適用については、なお従前の例による。 ３　この条例の施行の際現に旧条例第１０条の規定によりされている許可の申請は、改正後の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１０条の規定によりされた届出とみなす。 ４　この条例の施行前に旧条例第１０条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第２９条第2項の規定は、なおその効力を有する。 ５　この条例の施行前にした旧条例第２８条第1項又は第２９条第1項から第4項までの規定による命令については、なお従前の例による。 ６　この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （第2条の規定による改正に伴う経過措置） ７　第2条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。	附　則（令和元年5月３１日規則第2号） （施行期日） １　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年7月1日から施行する。 （経過措置） ２　第1条の規定による改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成１８年条例第４８号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則（令和元年１１月２９日規則第１７号） この規則は、令和元年１２月１４日から施行する。 附　則（令和2年1月３１日規則第3号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則 （施行期日） １　この規則は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） ２　第1条の規定による改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成１８年条例第４８号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則 附　則（令和4年3月２５日規則第１０号） １　この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　第2条に規定する改正後の別表第1の2の規定は、この規定の施行の日以後に条例第１０条の許可を受けた特定事業場において地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成１８年条例第４８号）第2条第１号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水につい適用し、同日前に条例第１０条の許可を受けた特定事業場において地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。	

	附　則（令和5年7月３１日規則第３９号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和7年3月３１日規則第8号） （施行期日） １　この規則は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） ２　この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１８年条例第４８号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。	

別表（規則第２条関係）

項　　目	基　　準　　値	測　　定　　方　　法
カドミウム	検液１リットルにつき 0．003 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)55・2、55・3 又は 55・4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38・1・1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年告示」という。)付表１に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年告示付表１に掲げる方法又は規格 31・1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年告示付表２に掲げる方法)
鉛	検液１リットルにつき 0．01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液１リットルにつき 0．02 ミリグラム以下	規格 65・2(規格 65・2・7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 65・2・6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170－7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液１リットルにつき 0．01 ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第１条第３項及び第２条に規定する方法
総水銀	検液１リットルにつき 0．0005 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表２に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表３及び昭和 49 年告示付表３に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表４に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料１キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第１条第３項及び第２条に規定する方法
ジクロロメタン	検液１リットルにつき 0．02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	検液１リットルにつき 0．002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液１リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1，2－ジクロロエタン	検液１リットルにつき 0．004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1 又は 5・3・2 に定める方法
1，1－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
1,2－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあっては、日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法、トランス体にあっては、日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
1，1，1－トリクロロエタン	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1，1，2－トリクロロエタン	検液１リットルにつき 0．006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき 0．01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液１リットルにつき 0．01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1，3－ジクロロプロペン	検液１リットルにつき 0．002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
チウラム	検液１リットルにつき 0．006 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表５に掲げる方法
シマジン	検液１リットルにつき 0．003 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表６の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	検液１リットルにつき 0．02 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表６の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	検液１リットルにつき 0．01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
セレン	検液１リットルにつき 0．01 ミリグラム以下	規格 67・2 又は 67・3 に定める方法

ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34・1(規格34の備考1を除く。)若しくは34・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした水溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34・1・1c)(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47・1、47・3又は47・4に定める方法
1,4－ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法

備考

(1)基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成3年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

(2)基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(3)有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(4)1,2－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

申請者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

公共的団体認定申請書

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第３条第２項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

⑴　出資総額　　千円（　　年　　月　　日現在）

⑵　地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出　資　金　額
	千円
	千円
	千円
合　　計	千円

２　土砂等の埋立て等に係る事業の実績

３　添付書類

⑴　定款又は寄附行為

⑵　登記事項証明書

⑶　事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

様式第２号（第７条関係）　　（表）

年　　月　　日

大田原市長　　様

届出者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

特定事業届

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１０条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>特定事業場の位置及び面積</td><td colspan="2">所在地</td><td>特定事業場の面積
（実測）　　㎡
うち特定事業区域の面積
（実測）　　㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定事業に供する施設の設置計画</td><td colspan="2">別添のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">現場管理責任者の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定事業に使用される土砂等の量</td><td colspan="2">土砂等の量　　㎥</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定事業の期間</td><td colspan="2">年　月　日～　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画</td><td>別添のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置</td><td>別添のとおり</td></tr>
</table>

（裏）

添付書類	1　届出者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（法人にあっては、登記事項証明書） 2　特定事業場の位置を示す縮尺５万分の１の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3　特定事業場の平面図、断面図及び排水計画図（特定事業の施工の前後の構造及び施工後の排水計画が確認できるものに限る。） 4　特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5　特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 6　特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第３号） 7　特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 8　周知内容等報告書（様式第４号） 9　その他

様式第３号（第７条関係）

特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面

項　　目	管　　理　　計　　画
1　粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	⑴　特定事業場内の雨水等の排水に係る対策
	⑵　特定事業場内へ外部からの雨水等が流入することを防止する対策
	⑶　その他
2　騒音及び振動の防止対策	⑴　特定事業の実施に係る車両、重機等の騒音及び振動に係る対策
	⑵　特定事業の実施に係る土砂等の埋立て等における騒音及び振動対策
	⑶　その他

3　交通安全等対策 ※搬入経路に係る道路管理者とあらかじめ協議すること。	⑴　搬入車両の通行における交通安全対策
	⑵　搬入車両の通行における搬入路等（上下水道・占用物等）の損壊防止対策
	⑶　搬入経路を損壊した場合の復旧方法について（本復旧、仮復旧、舗装構成、復旧期間、施工業者等）
	⑷　他の交通の支障における防止対策
	⑸　搬入経路の復旧に関する覚書の締結について
	⑹　その他
4　その他生活環境の保全対策	⑴　特定事業場の周辺市民の健康に係る被害防止対策
	⑵　特定事業場の周辺地域の公共物、工作物、樹木及び地下水への影響を及ぼすことを防止する対策
	⑶　その他

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

報告者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

周知内容等報告書

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１２条の規定により、周辺住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

特定事業場の位置	
周知の範囲とその方法	
周知内容の概要	
特記事項	

備考　周知する際に使用した資料等を添付すること。

様式第５号（第１４条関係）　　（表）

年　　月　　日

大田原市長　　様

届出者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

特定事業変更届

年　　月　　日付けで届け出た特定事業届の内容を次のとおり変更したいので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１３条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

	変　更　後	変　更　前
変　更　内　容		
変　更　理　由		

（裏）

添付書類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、〇印を付すること。 1　届出者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（法人にあっては、登記事項証明書） 2　特定事業場の位置を示す縮尺５万分の１の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3　特定事業場の平面図、断面図及び排水計画図（特定事業の施工の前後の構造及び施工後の排水計画が確認できるものに限り、一時堆積事業にあっては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。） 4　特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5　特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 6　特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第３号） 7　特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 8　周知内容等報告書（様式第４号） 9　その他

様式第６号（第１４条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

届出者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

特定事業変更届（軽微な変更）

年　　月　　日付けで届け出た特定事業届の内容を次のとおり変更したので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１３条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

変　更　事　項	
変　更　後	
変　更　前	
変　更　年　月　日	年　　月　　日

備考　氏名又は住所の変更の場合にあっては、住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあっては、登記事項証明書を添付すること。

様式第７号（第１５条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

届出者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

土砂等搬入届

年　　月　　日付け特定事業届で届け出た特定事業について土砂等を搬入したいので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１８条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

１　土砂等の採取場所

２　地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真　別添のとおり

３　土砂等の採取場所の工事等名

４　地質検査の試料の採取状況　別添のとおり

５　地質検査の結果　別添のとおり

６　土砂等の安全基準適合性の有無

７　土砂等の搬入予定量　　㎥

うち今回の搬入量　　㎥

８　土砂等の搬入期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

９　土砂等の運搬事業者名

10　土砂等の採取場所から特定事業区域までの搬入経路図　別添のとおり

様式第８号（第１５条関係）

年　　月　　日

様

発生元事業者
所 在 地
事業者名
代表者又は現場責任者　　㊞
電話番号

土砂等発生元証明書

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することとしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

工事等名	
工事等施工場所	
発注者	
工事等施工期間	年　月　日～　年　月　日
当該工事等に係る土砂等発生量	㎥（うち処分契約量　㎥）
今回の証明に係る土砂等の量	㎥（５，０００㎥以内）
発生土砂等の計量証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
発生土砂等最終処分事業者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

備考　発生土砂等の区分の欄は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１の上欄に掲げる区分を記入すること。

様式第９号（第１５条関係）

年　　月　　日

採取者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

検査試料採取調書

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検　体　区　分	
報　告　区　分	地質（搬入・定期・廃止・完了） 水質（定期・廃止・完了）
採　取　年　月　日	年　　月　　日
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の採　取　深　度	

備考　検体区分の欄は、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記入すること。

様式第１０号（第１６条関係）

土　砂　等　管　理　台　帳（　　年　　月分）

特定事業届出事業者名 （法人にあっては名称及び代表者氏名）	特定事業の期間	特定事業場の位置 （特定事業区域の面積）	特定事業に使用 される土砂等の量	現場管理責任者氏名
	年　月　日～　　年　月　日	（　　㎡）	㎥	

土砂等の採取場所	土砂等の採取場所の事業者の氏名 （法人にあっては名称及び代表者氏名）	土砂等の採取場所に係る 工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る 工事等の責任者の氏名

日付	運搬手段	土砂等の１日当たりの搬入量　（㎥）	備　　考
前月までの累　　計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累　計			

注）１　この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を１日ごとに記入すること。
　　２　備考の欄は、土砂等搬入届年月日を記入すること。
　　３　運搬手段の欄は、陸上輸送の場合は「１」を、その他の場合は「２」（備考欄に具体的な運搬手段を記入する。）を記入すること。
　　４　記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入し、その書面を添付すること。

様式第１１号（第１６条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

報告者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

特定事業状況報告書

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１９条第２項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の届出年月日	年　　月　　日
特定事業区域の面積	㎡（うち実施済面積　　㎡）
特定事業に使用される土砂等の量	㎥（うち実施済量　　㎥）
今回の報告に係る期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日

採取場所・工事等名	搬入予定量（㎥）	前回累計量（㎥）	今回報告量（㎥）	累計量（㎥）	備　　考
合　　計					

様式第１２号（第１９条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

報告者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

特定事業水質検査等報告書

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第２０条第１項及び第２４条第２項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

特定事業の届出年月日	年　　月　　日
排水及び土砂等の採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
水質に係る計量証明書	別添のとおり
地質に係る計量証明書	別添のとおり

備考　不要な部分を線で消すこと。

様式第１３号（第２０条関係）

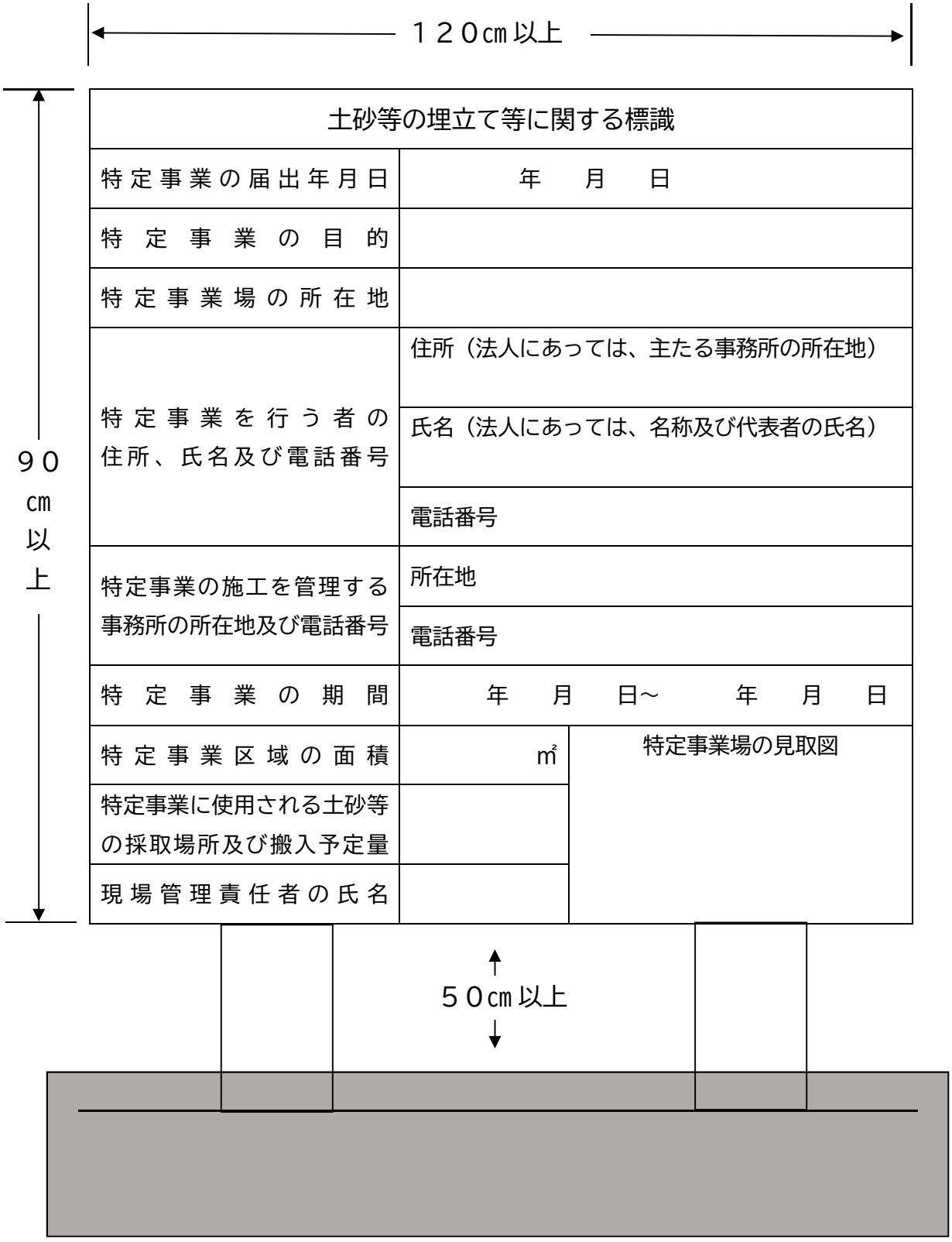

土砂等の埋立て等に関する標識		
特定事業の届出年月日	年　月　日	
特定事業の目的		
特定事業場の所在地		
特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地	
	電話番号	
特定事業の期間	年　月　日～　年　月　日	
特定事業区域の面積	㎡	特定事業場の見取図
特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量		
現場管理責任者の氏名		

様式第１４号（第２２条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

届出者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

特定事業完了届

特定事業が完了したので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第２４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の届出年月日	年　　月　　日
特定事業の期間等	事業期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 完了期日　　年　　月　　日
完了した特定事業区域の構造	別添のとおり

この条例及び埋立て等の問合せ先

☆大田原市 市民生活部 生活環境課
〒３２４－８６４１
大田原市本町１－４－１
TEL:０２８７－２３－８７７５
FAX:０２８７－２３－８９２３
Mail:seikatsu@city.ohtawara.tochigi.jp